

# 悪質業者の手口を教えて? ①

A.

## 違法な金利で貸付けするヤミ金融

**「ヤミ金融」には絶対に接触しないで!!**

**「ヤミ金融」とは**、貸金業登録を受けずに貸金業を行い、違法な金利で融資し、悪質な取立てを行う者のことをいいます。

主に電話、チラシ、ダイレクトメールを使い、「低金利で融資」「他店で断られた方でもOK」「らくらく・簡単」「即日融資」などといった甘い言葉で勧誘してきます。貸付金額は1万円から5万円の小口、貸付期間は7日から10日の短期間といったケースが多いようです。

しかし、**違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式にあつという間に膨れ上がってしまいます。**

返済が遅れた時の取立てのために、借りた本人の住所、電話番号、勤務先だけでなく、親兄弟・親類の連絡先を聞いてきます。

少しでも返済が遅れると、あらかじめ聞いておいた連絡先に脅迫まがいの電話をかけるなど厳しい取立てを行い、精神的に追い詰め、違法な高金利の利息を支払わせます。

お金を借りるときは、相手が貸金業法に基づき、**国（財務局）または都道府県の登録を受けているかどうか必ず確認**しましょう。登録業者かどうかは、日本貸金業協会の「貸金業相談・紛争解決センター（0570-051-051）」で確認できます。

**「ソフトヤミ金」からも借りてはいけません!**

貸し付けや回収の対応がソフトで、私生活のカウンセリングや返済相談にのるふりをして貸し付けるのが特徴ですが、従来のヤミ金融と同様、違法な高金利の利息を請求し、少しでも返済が遅れると厳しい取立てを行います。



ウフフ

一人で悩むより  
返済方法について  
一緒に考えて  
いこうね



一度、ヤミ金融やソフトヤミ金から借入れをすると、他の同様な業者から電話やダイレクトメールで勧誘が行われることもあります。業者間で情報を共有していると考えられます。

## SNSなどを利用した「個人間融資」もキケンです！

SNSや掲示板サイトなどでの投稿や書き込みを通じて見知らぬ人同士が金銭の貸し借りをする「個人間融資」で、次のようなトラブルが発生しています。

- 高額の利息の支払いを求められ返済が困難になった
- 融資の条件として性的な要求をされた
- 返済が困難になると暴力をちらつかせて脅された

相手に教えた個人情報が悪用され、さらなる犯罪被害やトラブルに巻き込まれることもあります。



**注意!!**

### 「個人間融資」もヤミ金融です！

個人間融資であっても、反復継続する意思をもって貸付けを行う場合は、貸金業の登録を受けなければなりません。貸金業の登録を受けずに貸付けの勧誘を行うことも、貸金業法に違反します。こうした行為は、罰則（懲役・罰金）の対象となっています。不特定多数が閲覧可能な SNSなどで「お金を貸します」などといった書き込みで勧誘し、違法な高金利で貸付けをすることは、個人を装ったヤミ金融業者による犯罪行為です。

### ヤミ金融の被害者はこんな人

次のような理由から、銀行や貸金業者などの金融機関から融資を受けられない人が主に被害にあっています。

- ・個人信用情報機関に延滞情報が登録されている
- ・収入がない、または少ない（個人事業者、専業主婦（夫）、高齢者、学生など）
- ・多重債務に陥っている

### こんな手口にも要注意！

#### 貸します詐欺（融資保証金詐欺）

融資条件として要求された保証金を支払ったにもかかわらず、融資を受けられずに保証金をだまし取られます。正規の貸金業は、融資を前提に金銭を要求することはありません。

